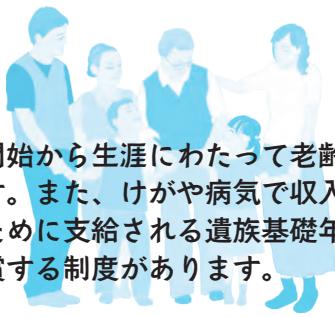


～3つの基礎年金があります～

国民年金特集 2015

国民年金は、国が運営する公的年金です。国民年金は終身年金なので、受給開始から生涯にわたって老齢基礎年金を受け取ることができます。また、けがや病気で収入が途絶えてしまったときのための障害基礎年金、万が一のとき残された家族のために支給される遺族基礎年金など、国民年金には、老後のためだけではなく、さまざまな生活の場面を補償する制度があります。

保険料を納付することは、年金を受け取る権利を得るために大切なことです。



①平成27年度老齢基礎年金の年金額（満額） 780,100円（月額65,008円）

※免除期間がある場合、その月数と免除になった保険料の割合に応じて減額になります。

【減額になる割合】

全額免除：4／8（2／6） 4分の3免除：5／8（3／6）

半額免除：6／8（4／6） 4分の1免除：7／8（5／6）

（ ）内の数字は平成21年3月以前に免除期間がある場合

① 老齢基礎年金

老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間（厚生年金や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した期間が、原則として25年以上必要です。

3つの基礎年金

老齢基礎年金の年金額

20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）の保険料を全て納めると、満額の老齢基礎年金が受け取れます。
※60歳から65歳になるまでに任意加入（第2号被保険者を除く）をして、満額の年金に近づけることができます。

老齢基礎年金の受給開始年齢

◆ 繰り上げ受給
老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。ただし、請求した時点に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。

◆ 繰り下げ受給
希望すれば66歳以降、繰り下げて年金を受けることができます。請求した時に応じて年金が増額され、その増額率は一生変わりません。

② 障害基礎年金

障害基礎年金は、次の条件の全てに該当する方に支給されます。

条件その1（初診日）

20歳前、国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障がいの原因となる病気やけがの初診日があること。ただし、老齢基礎年金の繰り上げ受給の方は除きます。

条件その2（障がいの程度）

障がいの程度が、20歳に達したとき、または障がい認定日において、国民年金の障がい等級1級または2級のいずれかの状態になつていること。

初診日とは？

傷病（障がいの原因となつた病気やけが）について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
※同一傷病で転医があつた場合は、初めに診療を受けた日が初診日となります。

障がい認定日とは？

障がいの程度を定める日のことで、その障がいの原因となつた傷病についての初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はそ

②平成27年度障害基礎年金の年金額

障害基礎年金1級 975,100円+子の加算額
障害基礎年金2級 780,100円+子の加算額

子2人まで	（子1人につき） 224,500円
子3人目から	（子1人につき） 74,800円

※18歳到達年度末日までの間にある子（または1級・2級の障がいの状態にある20歳未満）がある場合、加算されます。

③ 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合に、死亡した方によつて生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

③平成27年度遺族基礎年金の年金額

子のある配偶者に支給されるとき
780,100円+子の加算額

子に支給されるとき
780,100円+2人目以降の子の加算額
(子の数で割った額が1人当たりの額)

子2人まで	(子1人につき) 224,500円
子3人目から	(子1人につき) 74,800円

※ 18歳到達年度の末日までの間にある子(または1級・2級の障がいの状態にある20歳未満)がある場合、加算されます。

生計維持とは?

死亡時、18歳になつた年度の年度末までの間にある子(または、20歳未満で1級または2級の障がいの状態にある子)で、かつ婚姻をしていない子が対象です。出生以後に対象となります。

「死亡した方によつて生計を維持されていた方」とは、

対象となる「子」とは?

死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、直近1年間に、保険料の未納期間がないことが必要です。

- ①国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
- ②国民年金の被保険者であつた60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有し

遺族基礎年金支給の要件

保険料の納付要件

④老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき。

ていた方が死亡したとき。

死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた方で、年収850万円以上の収入を将来にわたつて得られない方です。

【各年金額について】

※平成27年4月以降(6月支払分以降)の年金額は、平成26年度の年金額から0・9%引き上がることが予定されています。

第1号被保険者の 独自給付

自営業の方やその配偶者の方、20歳以上の学生やアルバイトの方、任意加入被保険者などの『第1号被保険者』へは、独自給付として「寡婦年金」、「死亡一時金」および「付加年金」があります。

付加年金とは?

※寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

付加年金とは?

定額の保険料に月額400円の保険料(付加保険料)を上乗せして納めると、老齢の基礎年金に付加年金が上乗せされます。

※国民年金基金に加入されて夫が死亡したときに、夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係(事実婚を含む)が10年以上継続している妻に対して、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

国民年金の保険料(平成27年度)

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
現金支払(前納) 【割引額】		92,780円 760円お得	183,760円 3,320円お得	
口座振替(前納) 【割引額】	15,540円 50円お得	92,480円 1,060円お得	183,160円 3,920円お得	366,840円 15,360円お得
現金支払(月々)	15,590円	93,540円	187,080円	382,200円

国民年金保険料

国民年金の保険料は、支払金窓口でお申し込みください。
金が設定されています。
口座振替は、口座をお持ちの金融機関・ゆうちょ銀行または、年金事務所や市役所年の金窓口でお申し込みください。
い方法によってお得な割引料の計算方法により計算した額の4分の3になります。
※夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受給していた場合は請求できません。

死亡一時金とは?

死亡一時金は、第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある方が死亡したときに遺族に支給されます。

※経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、
「保険料免除制度」があります。